

# 新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けている中小企業の皆様へ (美幌町新型コロナウイルス対策事業継続支援金のお知らせ)

## 1. 制度趣旨

新型コロナウイルス感染症の収束がまだ見通せない状況にあって、深刻な影響が出ている事業者の事業経営を支援するために支援金を給付します。

## 2. 給付対象要件

次の(1)から(3)に該当する中小企業者(個人、法人)。

ただし、町からの指定管理や委託業務等を主としている者は除きます。

### (1) 対象事業者

法人は美幌町内に事業所又は店舗等があること。

個人事業者は美幌町を拠点とし事業を行っていること。

### (2) 売上減少率

新型コロナ感染拡大により、令和2年10月から令和3年3月までの6か月間の合計売上が前年同期比で**40%以上減少**していること。(令和2年3月にコロナの影響で売上が減少している場合は、令和2年10月から令和3年2月までの5か月間の合計売上とします。)

### (3) その他

- ① 複数の事業展開をしても1個人(又は1法人)1回の申請とします。
- ② 令和2年2月23日以前から事業を行っていること。
- ③ 個人事業者は前々年(令和元年)の収入のうち、事業に伴う収入が全収入の2/3を超えていること。(※年間給与支払額が80万円を超える従業員がいる場合は、③の規定は適用しません。)
- ④ 個人事業者はその事業収入で生計を維持していること。(令和2年度住民税の被扶養者(配偶者特別控除の対象者も含む)となっていないこと。)
- ⑤ 美幌町暴力団の排除の推進に関する条例に定める暴力団に関係していないこと。

## 3. 支給額

町内の事業所に勤務する従業員の人数に応じて3区分といたします。

従業員は年間給与支払額80万円を超える者を1人とします。

従業員 3人以上 **30万円**    2人以下 **20万円**    従業員がいない **10万円**

### お問い合わせ・提出先

美幌商工会議所 ☎0152-73-5251  
〒092-0004 美幌町仲町1丁目

## 4. 申請方法

申請は、美幌商工会議所が申請書類の事前審査・内容確認を行いますので、会議所会員以外の方も商工会議所に提出してください。

商工会議所への提出は新型コロナウイルス感染対策のため、原則は郵送とします。

記載方法、添付書類等で確認したいことがありましたら、お電話でご確認ください。

なお、申請者が直接役場に提出することは、認めておりません。

申請の流れは次のとおりです。

### 【手順1：申請書の準備】

申請書は商工会議所に備え付けております。

また、美幌町ホームページ又は会議所ホームページでダウンロードすることもできます。

### 【手順2：必要書類の準備】 ※書類は全てコピーを提出してください

#### ●個人事業者の場合●

① 令和元年分の確定申告書類

青色申告の場合：申告書第一表、所得税青色申告決算書

白色申告の場合：申告書第一表、収支内訳書

#### ●法人の場合●

① 直前の事業年度の確定申告書別表一、法人事業概況説明書

#### ● 共 通 ●

② 対象月の去年と今年の月別の売上がわかる帳簿等

③ 支援金を振り込む口座の通帳（事業者名義の口座に限る）

④ 従業員の給与支払い台帳

### 【手順3：提出】

申請書は『記入例』を確認しながら記入してください。

申請書の記入を終えたら、①申請書、②必要書類のコピーを美幌商工会議所に郵送してください。

**通帳は必ず1，2ページ目の口座名義がカタカナ表記されているページをコピーしてください。**

なお、提出された申請書類は商工会議所から役場に提出され、役場で申請書類の再確認や扶養等の確認を経て、交付・不交付の決定がされます。

## 5. 申請期日等

申請は**令和3年6月30日まで**（郵送の場合消印有効）とします。

申請書受理後、速やかに交付・不交付の決定を行い、交付決定した場合には申請から10営業日以内に支援金をご指定の口座にお振り込みいたします。

## □ ■ □ ■ □ 主な Q&A □ ■ □ ■ □

Q1 確定申告書類に税務署の收受印が押印されていません。

A1 税務署に提出したものであれば收受印がなくても構いません。

Q2 複数の事業所や部門があるが、切り分けて申請できますか。

A2 支援金は、法人又は個人事業者単位としているため同一法人(個人)で複数申請は出来ません。

Q3 開業から1年が経っておらず、前年同期間の実績がない場合、どうすれば良いですか。

A3 令和2年2月23日までに開業していれば対象となりますが、減少割合は個別算定が必要になります。創業時の事業計画書や月別売上がわかる帳簿などを持参のうえ、個別にご相談ください。

Q4 令和2年3月に事業を開始したが対象になりませんか。

A4 申し訳ございません。令和2年2月23日までに開業している方を対象としていますので、申請できません。

Q5 【個人事業者】私は令和元年の事業収入が400万円あり、給与収入が300万円あります。

6か月間の事業収入が前年同期比で50%以上減少しましたが、申請できますか。

A5 申し訳ございません。令和元年の事業収入の割合が2/3を超えていないため、申請できません。ただし、年間給与支払額が80万円を超える従業員がいる場合は申請できます。

Q6 【個人事業者】私は事業収入の他、年金収入もあるが減収算定には含まれるのですか。

A6 減収算定で用いるのは事業の売上のみです。年金収入（その他、給与収入、不動産収入など）があっても減収算定には含まれません。ただし、Q5のように令和元年収入のうち、事業収入が全収入（一時的な収入は除く）の2/3を超えていないと申請できません。

Q7 支給された支援金の使い道に制限はありますか。

A7 用途は限定していないため、個々の状況に応じて事業継続のためにお使いいただけます。

Q8 国の持続化給付金や家賃給付金を受けましたが、申請できますか。

A8 はい。ただし、それらを含む新型コロナ関係の給付金等についても受給した月の売上に計上してください。

Q9 農業者で3月に経営所得安定対策交付金や高収益作物次期作支援交付金を受給していますが、売上に含めますか。

A9 はい。受給した月の売上として計上してください。

Q10 未だ前年（又は前事業年度）の確定申告をしていませんが、申請できますか。

A10 申し訳ございません。確定申告をしていないと申請できません。

Q11 従業員の定義を教えてください。

A11 中小企業基本法の従業員としますので、会社役員や個人事業主は従業員には含まれません。

ただし、家族経営の場合など役員であっても従業員とみなすことができる場合がありますので、お問い合わせください。